

中土佐町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止や今後のエネルギー問題を見据え、環境にやさしい再生可能（自然）エネルギーの利用を普及し、将来にわたり自然環境を保護し、自然と住民の生活との共存を目指した安全に安心して暮らすことのできる町づくりを行い、住民の定住及び本町への移住を促進し地域の活性化を図る目的で、町民が行う太陽光発電システムの整備に要する経費について、予算の範囲内において中土佐町住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、中土佐町補助金等交付規則（平成18年中土佐町規則第37号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）とは、次の各号の要件に適合したものをいう。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有で連携した太陽光発電システムであるもの
- (2) 未使用品であること（中古品は対象外）
- (3) 電力会社と電灯契約を締結していること

(補助金交付の対象)

第3条 補助金の交付対象は、町内の自ら居住する住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に取り付ける対象システムの設置に要する経費のうち、別表に掲げる費用とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、中土佐町に住民登録があり、若しくは申請後1年以内に住民登録することが確定している者で、町民税等に滞納が無い者とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、対象システムを構成する太陽電池の最大出力（単位はキロワットとし、小数点以下2桁未満を四捨五入する。）に1キロワット当たり50,000円を乗じて得た額で上限額は250,000円とし、予算の範囲内において補助する。

- 2 満65歳以上のもののみで構成される世帯において、オール電化（電気給湯器、電気コンロ等）にする場合、1キロワット当たり10,000円を前項の額に加算し、300,000円以内で予算の範囲内において補助する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、対象システムに係る設置工事を着手する前にあらかじめ、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 工事着手前の現況写真
- (4) 納税証明書(全ての税目)

(交付の決定)

第7条 町長は、前項の交付の申請があった場合は、速やかに審査し、これを適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 前条の規定による補助金交付決定通知書を受けた者(以下「補助対象者」という。)はその通知を受けた後、決定の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画(変更・中止)承認申請書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(事業完了報告)

第9条 補助対象者は、対象システムの設置完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業完了報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置費に係る領収書の写し
- (2) 対象システムの設置状態を示す写真
- (3) 電力会社との電力受給契約の写し
- (4) 新築の住宅にシステムを設置した場合など移転を伴ったときは移転後の住民票
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助対象者は、事業が当該年度の3月10日までに完了しない場合は、速やかにその旨を町長に報告し、指示を受けなければならない。

3 補助対象者は、第1項の事業完了報告書を定められた期限内に町長に提出しなかったときは、当該申請で得た権利は失効するとともに、当該年度内において再び交付申請をすることはできないものとする。

(補助金の確定)

第 10 条 町長は、前条の事業完了報告書が提出されたときは、速やかにその内容の審査及び現地調査を実施して交付の可否を決定する。

2 町長は、前項により交付を決定した場合は交付額を確定し、補助対象者に住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付額確定通知書（第 5 号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条により補助金交付額確定通知書を受けた者は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第 6 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、適正であることを確認した後、補助金を交付するものとする。

(処分の承認)

第 12 条 補助対象者は、対象システムの法定耐用年数（15 年間）の期間内において、当該発電システムを処分しようとするときは、あらかじめ住宅用太陽光発電システム設置費補助金処分承認申請書（様式第 7 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金交付の取消し)

第 13 条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 6 条の規定による補助金交付決定を取消することができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき

2 町長は、前項の取消しをした場合において、補助金交付の決定を受けた者が当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(協力)

第 14 条 町長は、補助事業者に対し必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供とその他の協力を求めることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

別 表（第3条関係）

太陽電池モジュール

架台

接続箱

直流側開閉器

インバータ

保護装置

発生電力量計

余剰電力販売用電力量計

配線・配線器具の購入・据付

工事に関する費用